

だんだん広場・各種イベントの助成について

7/22～10/31 駅前のだんだん広場がイベントで使いやすくなります

7/29 にがいなロード（米子駅南北自由通路）が開通予定です。駅周辺のにぎわいを創出するため、だんだん広場をこれまでより利用しやすくします。

これまでだんだん広場ではできなかった、キッチンカーなどの物品の販売が可能となります。また、使用料についても免除されます。

概 要

がいなロード開通並びに米子駅新駅舎開業記念事業として、だんだん広場で実施されるイベントなどについては、許可基準を緩和することによって利用しやすくします。

▶期間について 緩和する期間 令和5年7月22日から10月31日まで

緩和される行為	内 容
物品の販売 ※事例：キッチンカー、露店など	○記念事業については、物品の販売のみであっても許可対象となります。 【参考】現在の許可条件 ・国、地方公共団体、指定管理者が行うもの ・国、地方公共団体その他公共団体が主催、共催、後援する催し等の一環として行うもの。
催し又は興行 ※事例：子ども向け体験イベントなど	○記念事業については、公共的な団体の主催や共催、又は後援を受けていなくても許可対象となります。 【参考】現在の許可条件 ・国、地方公共団体その他公共団体が主催、共催、後援するもの。

▶使用料について

使用料	○記念事業については、免除とします。 【参考】現在の減免条件 ・営利を目的とせず、かつ入場料その他をこれに類する料金を徴収しないとき。 ・公益上必要があると認めるとき。
-----	---

◇イベントや催しの要件は・・・

- ・参加者、利用者が特定されず誰もが参加、利用できるもの。
- ・がいなロード開通並びに米子駅新駅舎開業記念事業の一環であることを、掲示等で周知いただけるもの。 など

詳しくは下記担当にお問い合わせください。

お問い合わせ先

米子市都市整備部都市整備課
公園街路担当 森・池口

施設の概要

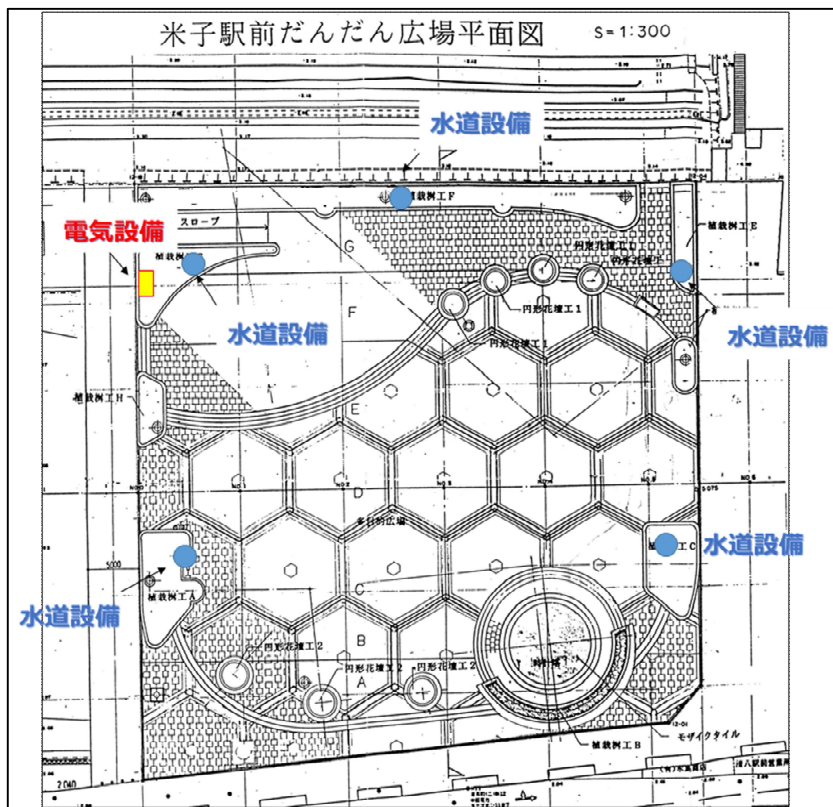
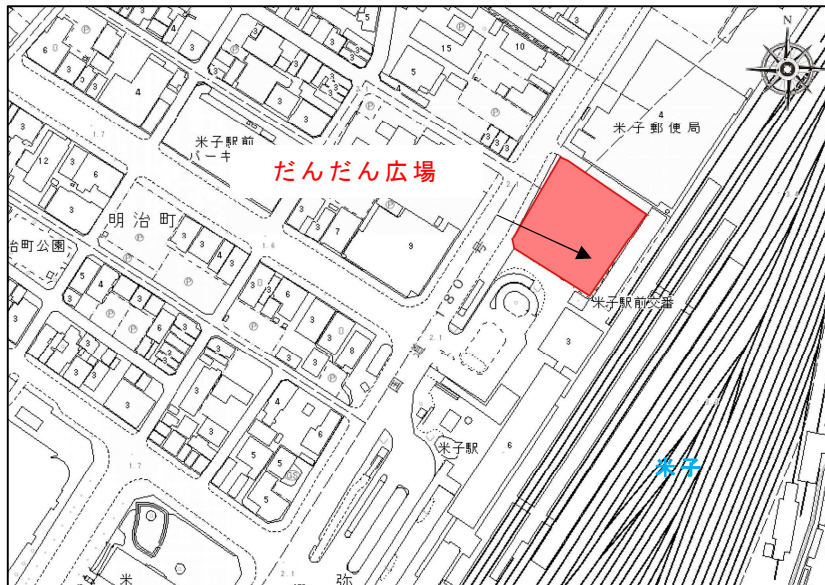
施設名称：米子駅前だんだん広場

施設面積：3,047 m²

主な施設

電気設備：1ヶ所（コンセント3箇所：100V、1.5KW まで）

水道設備：5ヶ所



令和5年度

ウォーカブルエリアイベント開催応援補助金

米子市では、地域経済の活性化及び歩いて楽しいまちづくりの推進を目的とし、ウォーカブルエリアにおけるイベントその他の催し物を主催する者に対し、以下のとおり当該イベントの実施に要する経費の一部を補助します。

補助対象事業

以下の条件を満たすイベントを開催する団体・事業者のグループを対象とし、イベントの開催経費の一部を支援します。

ウォーカブルエリア（※）で開催されるイベントその他の催し物であって、本市の経済の活性化に寄与するもの。

※ ウォーカブルエリア … 米子駅周辺エリア、角盤町周辺エリア、米子港周辺エリア、皆生温泉エリア、東山公園エリアをいいます。

ただし、以下に該当するイベントに係る取組は、対象になりません

- ・政治又は宗教に関するもの
- ・特定少数の事業者等の営利又は宣伝を目的とする性格が強いもの
- ・主催者等の主義主張の表明を目的とする性格が強いもの
- ・事業の効果が特定の個人、グループのみに帰属するもの
- ・過去に開催実績のあるイベントで、過去の内容と差別化が図られていないもの など

補助対象経費・補助額

対象イベントの開催に要する経費の一部を支援します

出演者等に対する謝金、参加記念品（上限額あり）、出演者等に対する旅費
事務用品及びイベント用の消耗品、ちらし、ポスターの作成その他広告費
警備員・アルバイトスタッフ等賃金・保険料、イベントの運営に係る委託料
イベントの会場使用料、会場設営及び備品・機材等のレンタル費用
イベントの運営に係る光熱水費 など

★ 補助率：2 / 3 ★ 限度額：50万円

申請方法・留意事項

本チラシの内容以外にも詳細な要件があります。本補助金の活用をご検討される場合は、米子市ホームページの募集案内を必ずご確認ください

- ・本補助金の申請にあたっては、イベントの企画段階で、商工課の担当へ事前にご相談ください。
- ・申請書類の提出後、交付決定には2週間程度の期間を要します。交付決定日より前に発生した経費は、補助対象として認められませんので、早めの事前相談・申請手続きを行ってください（※申請書類の提出期限は、イベントを開始する日の20日前です）
- ・申請書類の様式は、米子市ホームページからダウンロードできます。
- ・補助金の交付は予算の範囲内とし、年度途中に受付を終了する場合があります。

申請・お問合せ先

〒683-8686 米子市東町161-2 米子市役所第2庁舎4階
米子市経済部商工課 商工振興担当
（電話：0859-23-5219 E-mail：shoko@city.yonago.lg.jp）